

防災訓練の結果の概要【防災訓練（緊急時演習）】

1. 防災訓練の目的

原子力事業者防災業務計画（以下、「防災業務計画」という。）ならびに特定原子力施設に係る保安に基づき緊急事態に対処した総合的な訓練を実施し、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定めた機能を有効に発揮出来ることの確認を目的とする。

(1) 福島第一原子力発電所の確認項目

- ① 発電所緊急時対策所（以下、「TSC」という。）内での指揮命令、情報共有が適切に実施出来るか。
- ② 原子力防災組織が復旧方針や優先順位の決定等を実施出来るか。

(2) 本社の確認項目

- ① 原子力施設事態即応センター（以下、「本社本部」という。）内で発電所情報を共有し発電所に対して中長期的な支援を検討、実施出来るか。
- ② オフサイトセンターおよび原子力事業所災害対策支援拠点（以下、「後方支援拠点」という。）と必要な情報を共有し、自治体^{※1}の防護活動支援を実施出来るか。

※1：本訓練では福島本部内に自治体を模擬した。

(3) 福島本部の確認項目

- ① 発電所情報を福島本部内で共有し、自治体リエゾンの派遣により自治体に対して発電所の情報提供を適切に実施出来るか。
- ② オフサイトセンターおよび自治体からの地域情報ならびに要請を福島本部内で共有し、自治体の防護活動支援を実施出来るか。

(4) オフサイトセンターの確認項目

- ① 発電所情報をオフサイトセンター内に共有し、自治体の防護活動支援を実施出来るか。
- ② オフサイトセンターからの地域情報ならびに要請を福島本部と共有し、自治体の防護活動支援を実施出来るか。

2. 防災訓練の全体概要

(1) 実施日時

平成28年12月7日（水） 13時00分～16時20分

〔 13時00分～13時30分 : 事務連絡, 訓練目的周知 等
13時30分^{※2}～16時20分 : 緊急時演習 〕

※2：トラブル発生に伴い、当初予定より10分遅れで訓練を開始

(2) 実施場所

- ① 福島第一原子力発電所
- ② 本社本部
- ③ 福島本部
- ④ 南相馬オフサイトセンター
- ⑤ 後方支援拠点（浜通り物流センター）
- ⑥ 原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「ERC」という。）

(3) 参加人数

- ① 福島第一原子力発電所 : 227名（社員187名，協力企業40名）
- ② 本社本部 : 200名（社員200名）
- ③ 福島本部 : 61名（社員61名）
- ④ 南相馬オフサイトセンター : 24名（社員24名）
- ⑤ 後方支援拠点 : 30名（社員28名，日本原子力発電2名）
- ⑥ ERC : 5名（社員5名）

(4) 視察

① 発電所

- a. 他事業者による視察：9社 合計10名

内訳：日本原子力発電（1），リサイクル燃料貯蔵（1），関西電力（1），
中国電力（1），四国電力（1），日本原燃（1），北陸電力（1），
電源開発（1），九州電力（2）

- b. 自治体による視察：3自治体 合計3名

内訳：檜葉町（1），双葉町（1），浪江町（1）

② 本社

- a. 他事業者による視察：6社 合計8名

内訳：関西電力（2），北陸電力（1），中国電力（1），四国電力（1），
日本原燃（2），電源開発（1）

(5) 防災訓練のために設定した前提条件

- ① シナリオは全訓練プレイヤーに対して非開示とする（ブラインド訓練）。
- ② 現状のプラント状態とする。
- ③ 平日の勤務時間内とする。
 - a. TSCで90名程度の当番者が勤務中
 - b. 新事務本館で原子力防災要員が通常勤務中
- ④ 1号機原子炉建屋周辺でコンクリートポンプ車を使用した個別訓練を行っている。
 - a. コンクリートポンプ車1台を使用
 - b. 復旧班員4名が訓練に参加

- ⑤ プラント情報表示システム（以下、「SPDS」という。）について、当プラントは震災後停止扱いとなっていることから不使用とし、代替としてチャットシステム、Common Operational Picture（以下、「COP」という。）等にてプラント状況を共有する。
- ⑥ 自然現象起因（地震・津波等）の場合、福島第二原子力発電所の影響も考慮する必要があるが、今回は福島第一原子力発電所単独訓練とする。

(6) 防災訓練のために想定した原子力災害の概要

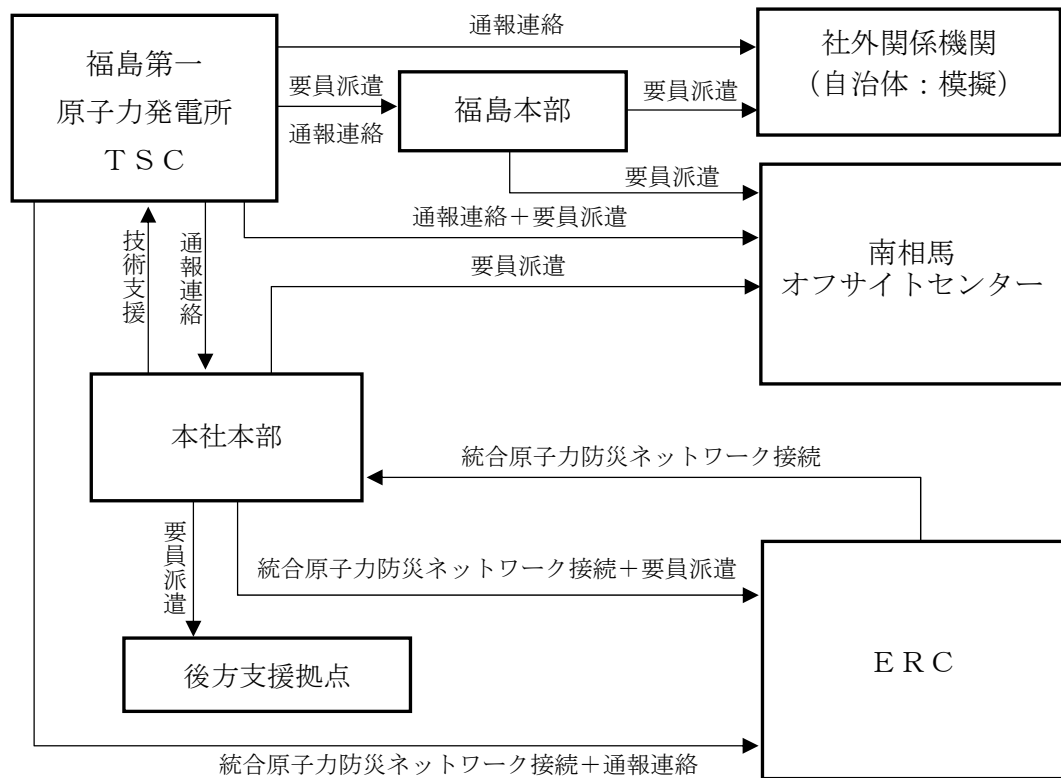
内陸地震を起因として、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）

第15条事象に至る原子力災害を想定する。概要は以下のとおり。

- ① 福島県浜通りを震源とした地震（震度7）発生
→原子力警戒事象通報AL「立地県における震度6弱以上の地震発生」
- ② 1号機燃料プール水漏えい発生
- ③ 1号機原子炉建屋滞留水水位上昇開始
- ④ 重汚染傷病者発生
- ⑤ モニタリングポストNo. 5供給電源停止
- ⑥ 1号機燃料プール水位監視不能
→原子力警戒事象通報AL31「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ」
- ⑦ 福島県浜通りを震源とした余震（震度5強）発生
- ⑧ 発電所通報用FAXの使用不能事象発生（局線加入電話回線断線）
- ⑨ 発電所構外火災発生
- ⑩ 1号機燃料プール水位有効燃料頂部（以下、「TAF」という。）+2m到達
→原災法第10条通報SE31「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出のおそれ」
- ⑪ 1号機燃料プール水位TAF到達
→原災法第15条通報GE31「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出」
→1号機オペレーティングフロアダストモニタ高高警報発生
→構内ダストモニタ指示値上昇開始
- ⑫ 1号機原子炉建屋滞留水水位とサブドレン水位が逆転

3. 防災訓練の体制

(1) 訓練実施体制



(2) 訓練評価体制と訓練評価者人数

① 訓練評価体制

評価シートを用いて手順の検証や対応の実効性等について評価者による評価を実施した。また、社内の危機管理アドバイザーによる評価を受けた。

② 訓練評価者数

- a. 福島第一原子力発電所 : 16名
- b. 本社本部 : 8名
- c. 福島本部 : 1名
- d. 南相馬オフサイトセンター : 2名
- e. 後方支援拠点 : 1名

4. 防災訓練の項目

防災訓練（緊急時演習）

5. 防災訓練の内容

(1) 福島第一原子力発電所

- ① 本部運営訓練
- ② 通報訓練
- ③ 避難誘導訓練
- ④ 原子力災害医療訓練（緊急被ばく医療訓練）
- ⑤ モニタリング訓練
- ⑥ アクシデントマネジメント訓練（電源機能等喪失時訓練含む）
- ⑦ その他訓練
 - a. 建屋滞留水対応訓練
 - b. 火災対応訓練

(2) 本社

- ① 本部運営訓練
- ② E R C 対応訓練
- ③ 通信機器の操作訓練
- ④ プレス対応訓練
- ⑤ 後方支援活動訓練

(3) 福島本部

- ① 本部運営訓練
- ② 自治体リエゾン対応訓練

(4) オフサイトセンター

- ① 事業者ブース運営訓練

6. 防災訓練の結果

(1) 福島第一原子力発電所

- ① 本部運営訓練：原子力防災管理者含む原子力防災要員
 - a. 発電所緊急時対策本部が目標設定会議を行い、戦略・戦術の立案及び目標設定時間の設定が出来るか。
 - 発電所目標設定会議を行い、最悪の事態である1号機燃料プール水位T A F到達を想定し、戦略・戦術の立案、目標時間の設定することが出来た。
 - b. 新事務本館の原子力防災要員がT S Cに参集し、情報の共有や引き継ぎ、要員交代を行えるか。
 - 新事務本館の原子力防災要員がT S Cへ参集を行い、全体ブリーフィングや個別ブリーフィングにて情報を共有し、引き継ぎ及び要員交代を行うことが出来た。

② 通報訓練：情報班，通報班 等

- a. AL，SE，GEの通報が事象判断後15分以内^{※3}に実施出来るか。
- 目標時間内で通報（FAX送信）を行うことが出来た。
- b. 通報困難な状況において，代替手段の検討を含め，通報が事象判断後15分以内^{※3}に実施出来るか。
- 発電所通報用FAXの使用不能事象発生に対し，社内FAXにて通報文を本社と共有し，本社から目標時間内に通報（FAX送信）を行うことが出来た（SE31，GE31が該当）。

【通報実績】

AL地震：判断時刻 13：33 - 通報時刻 13：42（発電所対応）

SE31：判断時刻 15：10 - 通報時刻 15：21（本社対応）

GE31：判断時刻 15：49 - 通報時刻 15：59（本社対応）

※3：社内ルールで定めた時間（15分以内を目途）を設定

③ 避難誘導訓練：総務班，警備誘導班，保安班，協力企業作業員 等

- a. 協力企業作業員の発電所構外への避難において，あらかじめ設定した基本動線の確認を行うとともに，社員と協力企業作業員の相互連絡およびTSC内への情報伝達出来るか。
- 基本動線に問題はなく，協力企業作業員が避難出来た。
 - 避難状況を集約する社員と協力企業作業員が避難時の連絡経路に基づいて適宜連絡を取り合うことにより，TSC内への情報伝達や共有が出来た。
- b. 線量上昇に対して，TSC内への情報発信および防護装備を指示出来るか。
- 1号機燃料プール水大漏えいによる線量評価の結果から発電所構内の可搬式モニタリングポストを注視することにより，可搬式モニタリングポスト値の変動時にはTSC内へ周知出来た。
 - 線量評価の結果や可搬型モニタリングポストの値から防護装備の選定及び着用指示を行うことが出来た。

④ 原子力災害医療訓練（緊急被ばく医療訓練）：医療班，保安班

- a. 汚染傷病者発生に伴う汚染測定や除染及び医療機関への搬送の判断出来るか。
- 関係機能班・医療機関への連絡や汚染測定・除染対応・傷病者搬送が出来た。
- b. 汚染傷病者の情報を手順書に基づき，TSC内や関係機関へ発信出来るか。
- 汚染傷病者の汚染状態，搬送状況を手順書に基づきTSC内や関係機関へ発信・報告出来た。

⑤ モニタリング訓練：保安班

- a. 事象発生に対して，モニタリング地点の選定およびサンプリングを実施出来るか。

- 火災発生時は、風向・風速を考慮したモニタリング地点の選定およびサンプリングを実施出来た。
 - 1号燃料プール水大漏えいによる線量上昇の評価を基に、可搬型モニタリングポイントを選定し、線量率データの情報をTSC内へ発信出来た。
- b. モニタリング結果を即座にTSC内へ伝達するとともに、データシートを使用し継続的に情報発信出来るか。
- モニタリングデータシートを使用し、TSC内へ10分毎にデータの情報発信が出来た。また、モニタリングデータに変動が見られた際は、発話によりTSC内へ情報発信が出来た。
- ⑥ アクシデントマネジメント訓練（電源機能等喪失時訓練含む）：運転班，復旧班，技術班
- a. 事象発生による影響を評価出来るか。
- 1号機燃料プール水大漏えいに対して、評価ツールを用いて各種評価を行うことが出来た。
 - 燃料プール冷却停止に伴う温度評価
 - 燃料プール水漏えい量評価
 - 燃料プール水位低下評価（TAF + 2 m, TAF）
 - 燃料プール水位低下に伴う線量上昇評価
- b. 電源喪失後の対応を実施出来るか。
- モニタリングポストNo. 5の供給電源停止に伴う非常用バッテリー駆動から発電機への電源切り替えを、手順書に基づき実施出来た。
- c. 事象発生による設備故障に対して復旧対応が出来るか。
- 1号機燃料プール水の漏えいに対し、漏えい量やTAF到達までの時間を考慮し、コンクリートポンプ車による注水を判断出来た。
 - 更なる注水手段として、クレーンを使用した注水方法を検討することが出来た。
- ⑦ その他訓練
- a. 建屋滞留水水位の上昇に対して、系外放出のリスクを考慮した対応が出来るか。
- 1号機燃料プール水の漏えい量を基に建屋滞留水水位の上昇量とサブドレン水位との逆転時間を把握し、排水ポンプの確保やリスク低減措置の検討が出来た。
- b. 発電所構外火災の発生に対し、手順書に基づき対応を行うとともにTSC内へ情報発信が出来るか。
- 新事務本館側から選任した「火災統括」の指揮命令により、手順書に基づき火災対応が出来た。
 - 火災統括からの発話とチャットシステムにより、火災対応の情報をTSC内で共有出来た。

(2) 本社

① 本部運営訓練：本社原子力防災要員

- a. チャット，COP等から発電所情報を本社本部内で共有し，1回目の目標設定会議は，本社本部立ち上げ後30分を目安^{※4}に実施出来るか。また，本社本部内に本社のミッションを共有出来るか。
- 発電所目標設定会議の結果を把握後，本社目標設定会議を速やかに実施した。ただし，1回目の目標設定会議は本社本部立ち上げ後45分で開始しており，目安としていた本社本部立ち上げ後30分では実施出来なかったが，その間はTV会議の発話およびチャット，COP等から得られた発電所情報を本社本部内で共有していた。
 - 本社目標設定会議終了後は，速やかに本社本部内に本社の戦略，目標を共有出来た。
 - TSCの復旧活動の妨げにならないようにすること，且つ必要な情報を発電所へ直接確認することを目的にTSCと本社本部にカウンターパートを配置したことで，必要な情報の入手および確認が出来た。
- b. 本社本部に，自動呼出システムまたは館内放送どちらか早いほうから1時間^{※5}で計画人数が参集出来るか。
- 館内放送1時間後（14：00）に，計画人数177人に対して200名参集出来た。
- c. オフサイトセンターと連携し，住民の避難を含めた自治体の防護活動を支援出来るか。
- チャット等を使用して，オフサイトセンターと必要な情報を共有し，自治体の防護活動を支援出来た。

※4：社内ルールで定めた時間（30分を目安）を設定

※5：初動対応を実施するために参集すべき時間を設定

② ERC対応訓練：官庁連絡班

- a. ERCプラント班に対して，チャット，COP等の情報共有ツールを用いて必要な情報を提供出来るか。また，質問に対して優先順位をつけて回答出来るか。
- ERCプラント班に対して，現在の状況を伝えると共に今後の対応方針も含めた包括的な情報を提供するように努めたが，燃料プール水位等のプラント状態予測については，TSCおよび本社本部でそれぞれ評価したものの，その情報が官庁連絡班に速やかに伝わらず，ERCプラント班に対しても情報提供が遅くなった。
 - ERCプラント班からの質問に対して，重要度の高い内容については本社本部内で共有したが，発電所の状況を一部把握出来ておらず，即時回答出来ないことがあった。

③ 通信機器の操作訓練：官庁連絡班

- a. E R Cプラント班との情報共有を継続して実施出来るか。
 - 統合原子力防災ネットワークの音声不調に対して、速やかに音声会議に切り替えて、E R Cプラント班との情報共有を継続して実施出来た。
 - 発電所からの通報用F A X使用不能事象に対して、遅滞なく本社からのF A X送信に切り替えて、E R Cプラント班との情報共有を継続して実施出来た。

④ プレス対応訓練：広報班

- a. 模擬記者会見を実施し、広報対応が出来るか。
 - 模擬記者会見を実施し、記者（社外プレーヤー）からの質問に対して回答出来た。
- b. 模擬ホームページによる情報発信が実施出来るか。
 - 模擬ホームページおよび模擬S N Sを使って外部の情報発信が実施出来た。
- c. 模擬記者会見等の情報をE R C広報班に事前に共有出来るか。
 - E R Cリエゾンと連携し、E R C広報班に対してプレス内容や模擬記者会見の情報を伝えることにより、当社の状況を事前に共有出来た。

⑤ 後方支援活動訓練：後方支援拠点班 等

- a. 衛星車を用いて社内外関係箇所との通信確認が実施出来るか。
 - 衛星車および災害対策車を用いて社内外関係箇所との通信確認を実施出来た。
- b. スクリーニングエリアを設営し遅滞なくスクリーニングが実施出来るか。
 - スクリーニングエリアの設営およびスクリーニング対応を遅滞なく実施出来た。
- c. 事業者間協力協定に基づき支援要請および派遣要員受入を遅滞なく実施出来るか。
 - 事業者間協力協定に基づく他事業者（日本原子力発電(株)）への支援要請連絡および、後方支援拠点での派遣要員受入を遅滞なく実施出来た。

(3) 福島本部

① 本部運営訓練：福島本部原子力防災要員

- a. 発生事象等を共有し、自治体リエゾンおよびオフサイトセンター要員の派遣を判断・指示・実施出来るか。
 - 地震発生の際AL通報受信後、即時に福島本部内で共有し、オフサイトセンターへの派遣を指示するとともに、自治体リエゾンの安否確認と派遣指示を迅速に実施出来た。
- b. 発電所情報を共有し、自治体リエゾンに対して自治体への説明・質問対応を支援出来るか。

- 発電所情報をリアルタイムに把握して福島本部内で最新状況を適宜共有出来た。また、質問があった場合の回答作成等の役割分担を事前に決めていたことにより、自治体リエゾンが自治体に対して実施する説明や質問に対する支援が出来た。
- 自治体リエゾンから通報文に関する技術的な確認を受けた担当者が、プラントに関する専門用語の知識不足から回答に手間取り、福島本部での共有が一部遅延した。
- c. オフサイトセンターおよび自治体からの地域情報ならびに要請を福島本部内で共有し、自治体の防護活動支援を実施出来るか。
 - オフサイトセンターにおいてチャット入力された地域情報のみならず、自治体リエゾンを通じて得た地域情報を福島本部内で共有するとともに、チャット入力することにより福島本部以外とも情報共有出来た。
 - オフサイトセンターおよび自治体リエゾンを通じて自治体から受けた要請を、福島本部内で共有し、対応を検討・指示出来た。ただし、福島本部－オフサイトセンター間でのFAX送信や電話による確認漏れがあり、一部防護活動支援をするための情報共有に時間を要した。

② 自治体リエゾン対応訓練：自治体リエゾン

- a. 安否確認、派遣指示に対して適切に対応出来るか。
 - 携帯電話による安否確認に応答するとともに、派遣指示を受領し、到着後に到着連絡が出来た。
- b. タブレット端末を立ち上げ、通報文やチャット等の情報から発電所情報等を把握することが出来るか。
 - 通報文やチャットの情報をタブレット端末により取得し、発電所情報の把握が出来た。
- c. 把握した情報等をもとに、自治体に対して説明するとともに、質問に対して、優先順位をつけて回答出来るか。

自治体に対して通報文を適宜説明出来たとともに、質問に対して適切に回答出来た。

(4) オフサイトセンター

① 事業者ブース運営訓練：事業者ブース要員

- a. チャット、COP等からの発電所情報を事業者ブース内で共有し、遅滞なくオフサイトセンタープラントチームに共有出来るか。
 - 発電所情報を収集する事業者ブース各班は自律的に活動し、チャット、COP等からの発電所情報を適宜事業者ブース責任者に共有出来た。
 - 事業者ブース副責任者は、オフサイトセンタープラントチーム副班長とインカムで繋ぎリアルタイムに情報共有出来た。但し、オフサイトセンタープラント

チーム副班長はリアルタイムに得られた情報と、チャット・COP・通報文の情報に違いがないかの確認等で状況把握が遅れることがあった。

- b. オフサイトセンターからの地域情報ならびに要請を福島本部と共有し、自治体の防護活動支援を実施出来るか。
- オフサイトセンターから得られる地域情報ならびに要請を収集する事業者ブース各班は自律的に活動し、情報を的確に収集、適宜事業者ブース責任者に共有出来た。
 - 福島本部に対しては、チャット等を用いて情報共有を行ったが、福島本部－オフサイトセンター間でのFAX送信や電話による確認漏れがあり、一部防護活動支援をするための情報共有に時間を要した。

7. 防災訓練の評価

「1. 防災訓練の目的」で設定した各所の確認項目についての評価は以下の通り。

(1) 福島第一原子力発電所

- ① TSC内での指揮命令、情報共有が適切に実施出来るか。
- 組織運営の見直し、情報共有方法の見直しを行ったことにより、昨年度より指揮命令、情報共有がスムーズに行われていた。
 - a. 情報共有を目的とした全体ブリーフィングを適宜行い、TSC内で情報を共有することが出来た。
 - b. 統括の負担軽減を目的とした統括補佐を配置することにより、各統括が復旧方針等の検討や配下班長への指揮命令に専念することが出来た。
 - c. 本部長の情報整理を目的とした本部長補佐を配置することにより、情報共有や対策検討に対する強化を図ることが出来た。
 - d. 重要情報の発信は統括を経由せずに各機能班班長が直接発話することにより、迅速な情報共有が図れた。
 - e. 建屋滞留水トレンドやクレーンを使用した注水方法等は書画装置にて共有することで、より理解を深めることが出来た。
- ② 原子力防災組織が復旧方針や優先順位の決定等を実施出来るか。
- 発電所目標設定会議の導入により、昨年度より緊急時対応がスムーズに行われていた。ただし、会議の運営およびEALの判断に改善すべき事項があったことから今後の原子力災害対策に向けた改善点とする。
 - a. 発電所目標設定会議を導入したことにより、戦略・戦術の立案及び目標時間を設定することが出来た。
 - b. 発電所目標設定会議終了後、決定した戦略等を本部長が発話することで、TSC内や各所での共有、意思統一が図れた。
 - c. 発電所目標設定会議に本部長・統括以外の要員が多数参加していたため、会議中は本部円卓内が空となり、TSC内の活動が滞ることがあった。

- d. 目標設定会議にて、発生事象の把握と短期的な対応は速やかに決定することが出来たが、事象進展後の対応である燃料破損の影響等の検討がなかった。
- e. 所内外通信連絡手段は複数あるが、発電所の単一FAX使用不能に対してAL52「所内外通信連絡機能の一部喪失」を誤って判断した。AL52の判断は関係者と協議した後にすべきであった。

(2) 本社

- ① 本社内で発電所情報を共有し発電所に対して中長期的な支援を検討、実施出来るか。
 - 本社－発電所間の情報共有方法の見直しを行ったことにより、昨年度より本社－発電所間の情報共有がスムーズに行われていた。ただし、本社目標設定会議の運営および本社本部内での情報共有に改善すべき事項があったことから今後の原子力災害対策に向けた改善点とする。
 - a. 発電所目標設定会議の結果をTV会議の発話およびチャットにて本社本部内でも共有出来た。また、TSCと本社本部に新たにカウンターパートを配置したことで、必要な情報の入手および確認が出来た。
 - b. 得られた発電所情報を基に、本社目標設定会議で発電所に対する中長期的な支援を検討出来た。ただし、初動対応においては、時々刻々と発電所から情報が入ること、および外部から問い合わせが多数あることから、速やかに本社の戦略、目標を決定する必要があったが会議自体に時間を要してしまい、会議中の本社本部内での情報共有が滞ってしまった。
 - c. 本社目標設定会議実施後に発電所に結果を共有することにしてはいたが、タイミングを逸し共有することが出来なかった。
 - d. 本社本部内で情報共有が出来ていても、ERCプラント班に情報提供する官庁連絡班に速やかに伝わっていない重要情報があった。そのため、ERCプラント班に対しても速やかに情報提供出来ないことがあった。
- ② オフサイトセンターおよび後方支援拠点と必要な情報を共有し、自治体の防護活動支援を実施出来るか。
 - オフサイトセンターおよび後方支援拠点の当社体制整備を行ったことにより、今年度より各地の情報連携を実施し、自治体の防護活動支援が可能であることを確認した。
 - a. チャット等を使用して、オフサイトセンターと必要な情報を共有し、自治体の防護活動支援を実施出来た。
 - b. チャット等を使用して、後方支援拠点と必要な情報を共有出来た。ただし、今回の訓練ではシナリオ（訓練時間）の関係上、後方支援拠点から自治体の防護活動支援の対応はなかった。

(3) 福島本部

① 発電所情報を福島本部内で共有し、自治体リエゾンの派遣により自治体に対して発電所の情報提供を適切に実施出来るか。

➤ 福島本部内の体制見直しを行ったことにより、福島本部－自治体リエゾン間の情報共有が見直し前よりスムーズに行われていた。ただし、体制に新たに改善すべき事項があったことから今後の原子力災害対策に向けた改善点とする。

- a. 発電所情報を整理する要員を発電所から派遣し、福島本部内に配置したことにより、通報文を即時に福島本部内で共有するとともに、チャット情報、発電所TV会議発話の把握等で、発電所情報をリアルタイムに福島本部内で共有出来た。
- b. 自治体リエゾンは、福島本部からの情報を参考に、モバイルPCを活用したチャット情報等の確認、通報文にプラントデータやモニタリングポスト・ダストモニタのデータシートを添付することで通報文の内容を補完し自治体に説明出来た。また、質問があった場合の回答作成等の役割分担を福島本部内で事前に決めていたことにより、自治体リエゾンが自治体に対して実施する説明や質問に対する支援が出来た。ただし、自治体リエゾンから通報文に関する技術的な確認を受けた福島本部内の担当者が、プラントに関する専門用語の知識不足から回答に手間取り、福島本部内での共有が一部遅延した。

② オフサイトセンターおよび自治体からの地域情報ならびに要請を福島本部内で共有し、自治体の防護活動支援を実施出来るか。

➤ オフサイトセンターの当社体制整備を行ったことにより、自治体からの地域情報および要請を福島本部内で共有し、自治体の防護活動支援が可能であることを確認した。ただし、福島本部－オフサイトセンター間の情報共有に改善すべき事項があったことから今後の原子力災害対策に向けた改善点とする。

- a. 発電所・本社・福島本部から要員を派遣し、オフサイトセンターで自治体からの要請事項に迅速に対応出来る体制を構築した。
- b. オフサイトセンターにおいてチャット入力された地域情報のみならず、自治体リエゾンを通じて得た地域情報を福島本部内で共有するとともに、チャット入力することにより福島本部以外とも情報共有出来た。
- c. オフサイトセンターおよび自治体リエゾンを通じて自治体から受けた要請を、福島本部内で共有し、対応を検討・指示出来た。ただし、福島本部－オフサイトセンター間でのFAX送信や電話による確認漏れがあり、一部防護活動支援をするための情報共有に時間を要した。

(4) オフサイトセンター

① 発電所情報をオフサイトセンター内に共有し、自治体の防護活動支援を実施出来るか。

る必要があるEAL発生情報^{※6}を発話し、詳細情報はチャットシステムから共有する運用とし、平成29年3月の防災訓練にて有効性を確認した。

※6：1報目の10条通報，15条報告および放射線量・放射性物質の放出に関するEAL

(3) 自治体側へより正確で理解しやすい情報を伝えるため、通報文の内容を補完出来るよう運用の検討を行う。

- ▶ 通報文にプラントデータやモニタリングポスト・ダストモニタのデータシートを添付することで通報文の内容を補完することとし、平成28年6月の防災訓練および本訓練にて有効性を確認した。

【7. (3)①b. にて有効性を確認】

(4) 自治体からの要請事項に迅速に対応出来るよう、福島本部と本社立地班でオフサイトに関する体制の見直しを行う。

- ▶ 発電所・本社・福島本部から要員を派遣し、オフサイトセンターで自治体からの要請事項に迅速に対応出来る体制を構築し、平成28年10月の防災訓練および本訓練にて有効性を確認した。

【7. (3)②a. , 7. (4)①a. , 7. (4)②a. にて有効性を確認】

(5) 発電所から避難する緊急時対策要員以外の社員における役割が定まっていないことから、後方支援拠点等での運営や補助等の役割を検討する。

- ▶ 所員全員を原子力防災要員とし役割を定めたことから、発電所から後方支援拠点への応援要員は派遣しないこととした。

9. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

「7. 防災訓練の評価」から抽出された今後の課題は以下のとおり。

(1) 福島第一原子力発電所

- ① 目標設定会議に多数の要員が参加し、TSC内の活動が滞ることがあったことから、当該会議の参加者を本部長と統括と一部の関係者のみに限定し、TSC内で継続的に活動を行えるよう運営方法を見直す。

【7. (1)②c. に対する改善点】

- ② 目標設定会議にて、事象進展後の対応について検討がなかったことから、検討すべき事項や決定すべき事項を様式に定め、事象進展後の対応も含め検討に抜けが無いように改善を図る。なお、様式はCOPとしてTSC内や各所で共有を図る。

【7. (1)②d. に対する改善点】

- ③ A L 5 2 を誤って判断したことから、所内外通信機能に関する E A L 事象（A L 5 2 ・ S E 5 2）の該当を確認する機能班を明確にし、意思統一を図る。なお、他の E A L 事象については、該当を確認する班が明確になっている。

【7. (1)②e. に対する改善点】

(2) 本社

- ① 本社目標設定会議で決定した発電所への支援内容が発電所に共有されなかったことから、本社目標設定会議の結果を発電所に共有される仕組みを作る。

【7. (2)①b. に対する改善点】

- ② 初動対応においては、時々刻々と発電所から情報が入ること、および外部から問い合わせが多数あることから、初動対応における本社目標設定会議の運営方法について検討を行う。

【7. (2)①c. に対する改善点】

- ③ E R C プラント班に情報提供する官庁連絡班に速やかに伝わっていない重要情報があったことから、本社本部内の情報共有の在り方について検討を行う。

【7. (2)①d. に対する改善点】

(3) 福島本部

- ① 自治体リエゾンからの技術的な確認に対して一部回答に手間取ったことから、自治体からの技術的・専門的な質問を受ける窓口の要員構成を含めた対応の見直しを行う。

【7. (3)①b. に対する改善点】

- ② 本社ー福島本部ーオフサイトセンター間での F A X 送信や電話による確認漏れにより一部情報共有に時間を要したことから、各間で必要な情報を整理の上、情報共有の仕方（運営方法）について検討を行う。

【7. (3)②c. に対する改善点】

(4) オフサイトセンター

- ① 得られた各情報に対してくい違いがないかの確認等で状況把握が遅れることがあったことから、事業者ブースーオフサイトセンター間での情報共有の仕方（運営方法）について検討を行う。

【7. (4)①c. に対する改善点】

- ② 福島本部－オフサイトセンター間でのFAX送信や電話による確認漏れにより一部情報共有に時間を要したことから、福島本部－オフサイトセンター間で必要な情報を整理の上、情報共有の仕方（運営方法）について検討を行う。

【7.(4)②c.に対する改善点】

以 上